## 企業内人材育成推進助成金(個別企業助成コース)支給決定通知書

平成29年03月01日

〒 150-0013 東京都渋谷区恵比券 1-22-14 石井ビル1階

ハナワ エビス トウキョウ ヘアサロン 殿 1307-646392-7



平成28年10月14日 付けで支給申請のあった企業内人材育成推進助成金(個別企業助成コースについて、 下記のとおり支給することを決定したので通知します。

記

- 1 支給決定番号 第 13-16-2515 号
- 2 支給決定年月日 平成29年02月24日
- 3 支 給 決 定 額 ¥550,000-

## (注意事項)

- 1 次のいずれかに該当した場合は、助成金の返還を求めます。
  - (1) 不正行為により助成金の支給を受けた場合
- (2) 助成金の支給すべき額を超えて、支給を受けた場合
- (3) 支給の目的に違反した場合
- 2 助成金の支給に関しては、当労働局長が必要と認め実施する調査又は報告に協力してください。
- 3 本支給決定に係る関係申請書類は、支給決定の翌年度から5年間保存しておいてください。
- 4 企業内人材育成推進助成金は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外(試験研究、 調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの)に該当するものと判断しています。
- \* 寄附制限の例外に該当しない場合、当該助成金等交付の決定通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることが出来ないこととされています。